

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月5日(金)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番 椎名弘 委員	2番 滝田博司 委員
3番 伊藤明美 委員	4番 戸村光男 委員
6番 加瀬安男 委員	7番 大木正俊 委員
8番 土屋玲子 委員	9番 佐藤和 委員
10番 石橋慎司 委員	12番 高品文敬 委員
13番 鈴木茂 委員	14番 布施陽子 委員
15番 佐藤郁太郎 委員	16番 布施行雄 委員
17番 小林須美子 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (8名)

18番 林博之 委員	20番 小林重紀 委員
21番 椎名正和 委員	22番 平山敏之 委員
23番 宇野恵三郎 委員	24番 金城ハル子 委員
27番 寺本利幸 委員	28番 江波戸和男 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (2名)

5番 塚本一治 委員	11番 玉澤幸雄 委員
------------	-------------

(2) 農地利用最適化推進委員 (4名)

19番 太田孝夫 委員	25番 土屋功 委員
26番 関口孝男 委員	29番 秋山菊次 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和4年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 9件

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 3名

7 会議の概要

- 事務局 ただ今から令和4年8月農業委員会定例総会を開会いたします。
- 鈴木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。
- 事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は鈴木会長にお願いします。
- 議長 本日の出席農業委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、14番布施陽子委員、15番佐藤郁太郎委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る8月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会副会長より報告をお願いいたします。
- 3番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る8月3日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和4年7月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきま

しては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行運営委員会副会長からの報告が終わりました。なお、本案には、江波戸和男委員、金城ハル子委員、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願ひし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、所有権移転関係の番号1番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願ひします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号1番について、事務局より説明をお願ひします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号1番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号1番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませぬか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号1番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませぬか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号1番について、採決に入ります。議案第1号の所有権移転関係の番号1番について、原案のとおり決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、次に、所有権移転関係の番号7番について、審議・採決いたします。金城ハル子委員は退席をお願いします。

(金城ハル子委員 退席)

議 長 金城ハル子委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号7番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号7番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号7番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号7番について、採決に入ります。議案第1号の所有権移転関係の番号7番について、原案のとおり決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議 長 金城ハル子委員が着席しましたので、次に、所有権移転関係の番号 8 番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議 長 寺本利幸委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号 8 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号の所有権移転関係の番号 8 番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号 8 番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 1 号「令和 4 年度第 4 次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号 8 番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「令和 4 年度第 4 次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号 8 番について、採決に入ります。議案第 1 号の所有権移転関係の番号 8 番について、原案のとおり決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
所有権移転関係の番号1番、7番、8番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号1番、7番、8番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号1番、7番、8番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号1番、7番、8番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、所有権移転関係の番号1番、7番、8番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和4年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る8月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会副会長より報告をお願いいたします。

3 番 本件につきましては、去る8月3日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和4年7月21日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会副会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和4年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和4年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番から3番までは、利用権設定に関する件であります。番号4番から7番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から7番について議案書を基に朗読】

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号3番は、議案第4号の番号2番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

12番 番号3番について、譲受人は、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われ
ます。

1番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

17番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

8 番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

6 番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決すると共に、番号3番については、
知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から9番について議案書を基に朗読】

番号1番について、駐車場(27台)用地として畑931㎡を借り受け計
画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑234㎡の内1.
0㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えま
す。

番号3番について、専用住宅用地として畑327㎡を借り受け計画するも
ののです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として畑247㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、車両置場（12台）用地として畑1,345㎡の内603㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的な問題ないと考えます。

番号6番について、貸駐車場（10台）用地として畑2筆の合計62.97㎡を譲り受け、山林157㎡と一体して計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、専用住宅用地として畑135㎡、田113㎡の合計248㎡を譲り受け、山林23㎡と一体して計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番について、専用住宅用地として畑261㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番について、専用住宅用地として畑499㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

7番 　　番号1番について、譲受人は、申請地に新たに駐車場（27台）用地として計画するものです。現在、須賀小学校では駐車場が不足している他、児童の送り迎えの際に路上駐車が発生し、近隣住民からも苦情が出ていることから、申請地に新たに駐車場を設置する計画です。農地区分については、第1種農地相当と思われませんが、例外事項に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思います。

12番 　　番号2番について、譲受人は、申請地を営農型太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

16番 　　番号3番について、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に居住していますが、将来を考え実家に隣接する申請地に専用住宅を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

4番 　　番号4番について、譲受人は現在、家族5人で市内の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため申請地に専用住宅を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当と思われれますが、例外事項に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

2 番 番号5番について、譲受人は土木工事や解体工事を主とする会社を経営し、申請地西側に事務所を設け事業を行っていますが、近年の事業拡張に伴い事業用や従業員用車両が増加しており、既存施設では対応しきれなくなってきたことから、申請地に新たに車両置場を設置する計画です。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

17番 番号6番について、譲受人が貸駐車場として転用し、不動産業を営む父親に貸し付けを行うものです。申請地南側に所有する賃貸住宅について、これまで一世帯当たりの駐車台数2台だったものを3台と増加させる計画の他、宅配業者やメンテナンス業者等の駐車スペースも申請地に新たに計画するもので、山林157㎡と一体の計画です。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号7番について、譲受人は現在、家族3人で市内の賃貸住宅に居住していますが、子供の将来を考え、小学校に近い申請地に専用住宅の建築を計画するもので、山林23㎡と一体の計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

6番 番号8番について、譲受人は現在実家で、祖父母や両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地に専用住宅を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号9番について、譲受人は現在、家族3人で市外の賃貸住宅に居住していますが、将来を考え、妻の実家近くの申請地に専用住宅を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載の
とおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類
を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
議案第2号 令和4年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定に
ついて (別冊)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて 9件
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 2件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年8月5日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会い
たします。